都道府県 各 指定都市 障害保健福祉主管部(局)御中 中 核 市

厚生労働省社会•援護局障害保健福祉部障害福祉課

共生型サービスについて

平素より、障害保健福祉行政の推進にご尽力賜り厚くお礼申し上げます。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律 第52号)により、「障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利 用しやすくする」、「地域の実情に合わせて(特に中山間地域など)、限られた福祉人材の 有効活用」という観点から、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについ て、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」を介護保険法(平成9年法律第 123号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123 号。以下「障害者総合支援法」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定し ました。

共生型サービスについては、上記3法のいずれかに規定する居宅・日中活動系サービスの 指定を受けている事業所が、他の2法に規定する当該サービスに相当する居宅・日中活動系 サービスの指定を受けやすくする、「(共生型)居宅・日中活動系サービス(以下「共生型 サービス」という。)の指定の特例」を設けたもので、「(共生型)居宅・日中活動系サー ビスの指定」を受ける場合の基準は、厚生労働省令で定めることになっています。

現在、障害福祉サービス等報酬上の「共生型サービス」を提供する事業所の取扱いについては、「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について」(平成29年12月8日)等を踏まえ、平成29年12月12日からパブリックコメント(意見公募)を実施しておりますが、共生型サービスとして、障害者総合支援法においては共生型居宅介護、共生型重度訪問介護、共生型生活介護、共生型短期入所、共生型自立訓練(機能訓練)及び共生型自立訓練(生活訓練)、児童福祉法においては共生型児童発達支援及び共生型放課後等デイサービスを規定し、各々の基準該当障害福祉サービス又は基準該当通所支援(以下「基準該当障害福祉サービス等」という。)に倣った基準を設けることとしています。

共生型サービスの具体的なイメージについては、下記URLの平成30年度障害福祉サービス等報酬改定検討チームの資料においてお示しているところですが、現行の基準該当障害福祉サービス等の基準に、指定障害福祉サービス又は指定通所支援の主に運営に関する基準を追加することを予定しています。

今後、下記 URL の資料のとおり、現行の基準該当障害福祉サービス等を参考に基準・報酬の設定を考えていく予定です。

共生型サービスに係る指定の申請方法につきましては、既存の指定障害福祉サービス等に係る申請書と同様の記載事項としつつ、3法で共通する項目の一部につき、既に指定事業者として指定権者に対して提出している事項と変更がない場合には、当該事項についての申請書の記載又は書類の提出を省略・簡素化をすることを予定しています。

なお、都道府県、指定都市及び中核市(以下「都道府県等」という。)の事務負担を軽減するため、現在、既行の基準該当障害福祉サービス等を提供している事業所(※)が、共生型サービスの事業所の指定を受ける場合には、当該事業所の意向等を踏まえつつ、基準該当

障害福祉サービス等を提供する事業所であることを以て、例えば、申請者の定款や登記事項 証明書等の他の事項についても申請の省略・簡素化を行っても差し支えなくする予定ですが、 具体的な事項については、今後追ってお知らせいたします。

引き続き、共生型サービスに関するより詳細な基準・報酬について検討を進め、皆様にもお示ししていく予定ですが、現時点の検討内容をご了知いただくとともに、当該内容について、管内の障害福祉サービス等を提供する施設・事業所に対して、周知いただきますようお願いします。

(※) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18厚生労働省令第171号) 第94条、第94条の2、第125条の2、第163条、第163条の2、第172条及び第172条の2並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(厚生労働省令第15号) 第54条の6から第54条の8まで(第71条の4において準用する場合を含む。)の規定により基準該当障害福祉サービス等を提供している事業所をいう。

記

○ 第8回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000176729.pdf

〇 第 16 回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000187125.pdf

* 各共生型サービスの内容に関する照会については、以下の連絡先までお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 電 話:03-5253-1111 FAX:03-3591-8914

【共生型生活介護・共生型短期入所について】 障害福祉課 福祉サービス係 原 川久保(内線)3091 hara-yuusuke@mhlw.go.jp / kawakubo-shunsuke@mhlw.go.jp

【共生型自立訓練(機能訓練・生活訓練)について】 障害福祉課地域生活支援推進室

地域移行支援係 富原 大石 (内線) 3045 tomihara-hiroshi@mhlw.go.jp / ooishi-naohiro@mhlw.go.jp

【共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービスについて】 障害福祉課障害児・発達障害者支援室

障害児支援係 小橋口 德山(内線)3102

kohashiguchi-kei@mhlw.go.jp / tokuyama-hiroyuki@mhlw.go.jp

※以上のサービスについては、(看護) 小規模多機能型居宅介護が共生型 サービスを提供する場合を含む。

【共生型居宅介護・共生型重度訪問介護について】 障害福祉課 訪問サービス係 佐々木 高井 (内線) 3092 sasaki-shunya@mhlw.go.jp / takai-yoshihiko@mhlw.go.jp